総務委員会　会議録

日　時　　令和２年９月１４日（月曜日）　　午前１０時０３分～午前１０時４１分
場　所　　臼杵庁舎２階　第１委員会室

出席委員の氏名

委 員 長　大塚　州章　　副委員長　伊藤　　淳　　委　　員　河野　　巧
委　　員　奥田富美子　　委　　員　吉岡　　勲　　委　　員　匹田　　郁

欠席委員の氏名

（　な　し　）

説明のため出席した者の職氏名

総務課長　　柴田　　監　　総務課参事　　佐世　善之
財務経営課長　　荻野　浩一　　財務経営課課長代理　　桑原　昇造
市民生活推進課長　　後藤　誠也　　市民生活推進課参事　　竹尾　幸三
市民生活推進課課長代理　　若林　ミヱ

出席した事務局職員の職氏名

書記　後藤　秀隆

傍聴者

（　な　し　）

会議に付した事件及び審査結果

＜審査議案＞

番　　号	件　　名	協議結果
第７４号	臼杵市行政不服審査会条例の制定について	原案可決
第７５号	臼杵市行政財産使用料条例の一部改正について	原案可決
第７６号	臼杵市野津市民交流センター条例の制定について	原案可決

午前１０時０３分　　開議

○委員長（大塚州章）

それでは時間になりましたので、ただ今から総務委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は３件であります。お手元の次第にそって審査を行います。

それでは総務課所管の議案の審査を行います。最初に第７４号議案　臼杵市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明をお願いします。

◎総務課長（柴田　監）

皆さんおはようございます。総務課所管の第７４号議案　臼杵市行政不服審査会条例の制定について、説明をさせていただきます。

◎総務課長（柴田　監）

（　付議議案に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（吉岡　勲）

議案内容じゃないけども、報酬予算は作っておくのか、それとも案件ごとに出すのか。

◎総務課長（柴田　監）

吉岡委員のご質問にお答えいたします。当初予算に一回や二回とか回数を決めて予算計上していきたいと思っております。件数が増えた時は、補正でも対応ができると考えております。

○委員（奥田富美子）

確認ですが、案件ごとに委嘱していくということで良いかということと、平成３０年に一件あったという不服審査会の内容について、もしお願いできたら教えてください。

◎総務課長（柴田　監）

奥田委員の質問にお答えいたします。案件ごとに設置するということです。内容としては多岐にわたりますので、その案件に詳しい人を表の一番下に市民、弁護士、医師、臨床心理士、税理士等と明記させていただいておりますが、その中で住民の代表といたしましては、自治会連合会から必ず一名選任させていただきたい。たとえば介護関係の認定に不服があるというような場合は、そういう関係者や医師といった方。それから法関係でしたら弁護士、税関係でしたら税理士とか、その案件に沿った人を選ぶ。そういう団体に選任をお願いして、選任された人に対して委嘱するということを考えております。

それともう一件、平成３０年度にあった行政審査請求の内容ですが、固定資産の関係で、一部改築した家屋に対する固定資産税の課税処分に対する審査請求ということでございます。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（河野　巧）

見直し後の体系が３つあると思うんですけれども、それに重複する方も想定されているんでしょうか。要はそれぞれの案件ごとに行うという話なんですけれども、最初の個人情報保護審査会に出た人と、情報公開審査会に出る人が、重複する可能性はあるんでしょうか。

◎総務課長（柴田　監）

先ほど説明の中で申しましたが、図の青の部分、個人情報保護審議会、それから黄色の情報公開審査会というのは、さかのぼって１０年、全く諮問がなく、これからも多分あまりないだろうと想定しています。もしあった場合も、先ほど説明した住民代表ということで、自治会長とか区長とか、そういう役員さんの中から選任してもらうということを、どの審議会でもやっていきたいと考えています。万が一、並行して行う時は、被らないように選任していただく形をとることが出来るのかなと考えています。後は案件によって選ぶ方も違うと思いますので、重複することは多分ないだろう、というふうに思います。

○委員（河野　巧）

それと、それぞれ委員が５人ということで、広田議員から質疑があったと思うんですけれども、５人以内っていうことで、一人二人だとなかなか厳しいと思うんで、三人とか四人とかという形をとっていくというのは想定されていますか。

◎総務課長（柴田　監）

河野委員の質問にお答えします。先日の広田議員の議案質疑の時もお答えさせていただいたんですけれども、この審査会に諮問される段階というのは非常に難しい案件になりますので、一人二人というのは全く考えておりません。基本５人選びたい。ただし、災害等でどうしても選ぶことができない時は４人になることも想定して、５人以内という書き方をさせていただきました。基本は５人、すべて選任するという考えでございます。

○委員（河野　巧）

適格者を選任するということで、いくつか市民とか弁護士、医師とありますけど、こういう人っていうリストを作って選ぶんじゃなくて､その団体から出してもらうという考え方ですか。

◎総務課長（柴田　監）

河野委員の質問にお答えいたします。この弁護士とか医師とかは、それぞれの団体、弁護士会とか、医師会とか、臨床心理士会とかに推選依頼を出して選任していただく。こちらが恣意的に人を決めて選ばないように、そういうやり方をさせていただきます。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（　「ありません」の声　）

○委員長（大塚州章）

はい。なければ以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行ないます。

第７４号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。

よって、第７４号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

これで総務課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前１０時１５分　休憩

午前１０時１６分　再開

○委員長（大塚州章）

それでは再開いたします。

財務経営課所管の議案審査を行います。第７５号議案　臼杵市行政財産使用料条例の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

◎財務経営課長（荻野浩一）

（　付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

はい。以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（河野　巧）

これを行うことで、収入的にはいくら位増える想定ですか。

◎財務経営課長（荻野浩一）

１８万円ほど増える予定です。

○委員長（大塚州章）

はい。他にありませんでしょうか。

○委員（河野　巧）

もう一点。月額５０円と１５０円で、乖離があることから、今回それを詰めようということで、最低１,０００円となると思うんですけれど、そうした時に最低限１,０００円、今までは多分６００円と月１５０円で１,８００円の差が３倍近くあったので、差を詰めるていう形かな

と私は解釈したんですけど、今回でも１,０００円と１,８００円、ちょっと２倍まではないですけど、差はあるのは、許容範囲として考えているというところなんですかね。

◎財務経営課長（荻野浩一）

今回最低１,０００円としたものは年額です。かなり低い１円というものも発生しておりますので、事務を行ううえで１,０００円という最低基準を設けたところでございます。１円というのは一点しかありません。山林の貸付が一点だけ１円。

○委員長（大塚州章）

はい。他にありませんでしょうか。

（　「なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

よろしいですか。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行ないます。

第７５号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

はい。異議なしと認めます。

よって、第７５号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

これで財務経営課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前１０時２２分　休憩

午前１０時２３分　再開

○委員長（大塚州章）

それでは再開いたします。次に市民生活推進課所管の議案の審査を行います。最初に第７６号議案　臼杵市野津市民交流センター条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をよろしくお願いします。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

（　付議議案に基づき説明　）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（吉岡　勲）

飲食は良いんか。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

吉岡委員の質問にお答えいたします。市民広場におきましては、飲食等は自由にできるというふうに考えております。

○委員（吉岡　勲）

物品販売は。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

規則の中で、特に営利目的のみを考えている場合については、市民広場を許可しないというふうにしております。

○委員（吉岡　勲）

たとえば地域振興協議会が、物品販売をするということがあるやろうな。それと今言ったような飲食。コミュニティルームの中での物品販売と、飲食等は良いのかどうか。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

先ほど、第１条の目的を言いましたが、地域の活性化に繋がるといった項目が含まれるものであれば良い。単純に民間企業の方が営利目的で、公の施設を使って羽毛布団売るとかですね、そういったものは禁止という形で考えております。先ほど議員の言われました、地域活性化とか、フェスタとかがあるかと思いますが、そういったものについては、この規定から外すというふうに考えております。

○委員長（大塚州章）

いわゆる第１条に沿うものであればということですね。

他にありませんでしょうか。

○委員（河野　巧）

センター条例になるか分からないんですけども、市民が気軽に立ち寄り、憩い、交流することができるスペースを提供するという位置付けで、駐車場はもともと裏手にもあると思うんですけど、今回駐車場はトータル何台になったんですか。

◎市民生活推進課参事（竹尾幸三）

現状、裏に駐車場があるんですが、それに加えて正面部分に８台、それから側面に市道があるんですが、そこに更に１０台程度という形をとっております。

○委員長（大塚州章）

８台か９台ということですね。

◎市民生活推進課参事（竹尾幸三）

はい。

○委員（河野　巧）

バスの待合室があるんですけど、一日にバスが何台くらい通るのかなっていうのと、市民広場は、高校生とかどんな方々が待合室を利用すると想定しているのか。学生さんでしたら、やっぱりそこで勉強したりするのに、Wi-Fi 環境とかその辺も含めて、どうなっているのかなっていうのをお願いします。

◎市民生活推進課参事（竹尾幸三）

河野委員の質問にお答えします。バスは概ね１時間に１台程度来ます。朝は７時頃からバスがあるんですけど、うちのほうで考えているのは、バスを使うとか、利用する、中を利用するというのが、バスを降りた学生さん、臼杵高校の学生さんが、バスに乗って野津まで帰って来て、野津市のバス停で降りて、それから親御さんを待つ間とか、そういった時にこの中でいかに時間を潰すか。今までを見ますと、大体外で待っていて、冬場になると真っ暗な中で親御さん来るの待っている。そういったものを見たら、やっぱり忍びないということで、少しでも明るくて、安全に待てる場所を提供するということで考えています。今 Wi-Fi 等の設備に関してというお話でしたが、当然 Wi-Fi についても、時間を午後９時までで切る予定にしていますが、それまでは Wi-Fi を使えるような形で考えております。

○委員長（大塚州章）

はい。他にありませんか。

○委員（奥田富美子）

２階の会議室のところですが、日曜日に夜遅く使いたいということにも対応できると思ってよいのでしょうか。あと、バスの待合室は市民広場と区切られていて、開館時間に関係なく利用できるといいなと思うんですけど、そうなっているかどうか。すみません、確認でお願いします。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

まず２階の会議室の件ですが、夜遅くまでというか、午後９時までは会議室を使えるということで考えております。市民広場とバス待合についてなんですが、特に区切っているというわけではないんですが、専有して使用する場合に、逆にバス待合をする方が降りづらいというのがあると悪いので、この青色で示している部分を使用可能な部分にしていますし、上部については通路になっていますので、その部分を除いたという形で、８５㎡というふうに考えているところでございます。

○委員（奥田富美子）

最終は午後９時。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

時間は先ほど、午後９時まで路線バスを利用する場合と言ったんですが、午後９時までというのが、最終が８時５０分着ですので、それも考えた開所時間というふうに考えております。

○委員長（大塚州章）

市民広場とバス待合は、共有スペースということで考えればいいということですね。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

はい。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（河野　巧）

センター長というのは、どちらかの職員の人がなられる形になっていると思うんですけど、今ある野津庁舎のほうは、当直の人なんかがいると思うので、兼務なのか、別にセンター長という肩書で、今いる課長が兼務するのかについて、分かっている範囲でご説明をお願いします。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

河野議員の質問にお答えいたします。今考えていますのは、先ほど言いました施設の管理については、市民生活推進課で行っていきますので、センター長については、課長が兼務という形で規則等で定めていきたい、というように思っています。

○委員長（大塚州章）

はい。他にありませんでしょうか。

○委員（河野　巧）

これ作るにあたって、当初はですね、お祭りとかイベントを前の広場でできるようにっていう話で、この前、広田議員が質問したように、電源を借りたりとかいう話が出たと思うんですけど、どこまでの範囲をイベントで使われる想定をされていますか。コミュニティルームとか、広場とか、前の駐車場も含めて、全部使用するとすれば、野津庁舎の使用基準でいくのか、このセンターの基準でいくのかっていうところを、分かる範囲でご説明お願いします。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

あくまで今回の条例につきましては、センター内の条例ですので、使用料とか許可関係については今言いました、コミュニティルーム、市民広場、会議室等を、たとえばイベントに使いたいということでありましたら、この３つの施設については、センター条例のほうでいきたいというふうに思っていますし、外部の駐車場と広場を連結して使いたいという場合は、条例の範囲に外部が入っていませんので、その場合には公有財産使用の許可といったものと合わせて、イベント等に貸し出したいと考えております。

○委員長（大塚州章）

電源の件はどうなりますか。

◎市民生活推進課長（後藤誠也）

電源等についてですが、広田議員からこの前ご質疑があったんですが、内部の電源については、許容範囲というのが決まっていますので、ショートしてしまいますと他のお客様にご迷惑がかかります。内部のほうはそういうことですが、基本的に外でイベントをする際は、発電機を用いるとか、外部にもコンセント等がありますので、許可の段階で許容範囲に入っているのかというのを十分に確認しながら、許可を出していきたいというふうに思います。

○委員長（大塚州章）

ありがとうございます。よろしいですか。

（　「はい」の声　）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（　な　し　）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行ないます。

第７６号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声　）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。

よって、第７６号議案については原案のとおり、可決すべきものとして決しました。

これで市民生活推進課所管の議案の審査を終わります。

以上で総務委員会に付託されました議案３件の審査を終了します。お疲れ様でした。

午前１０時４１分　閉会

臼杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和２年９月１４日

臼杵市議会

総務委員会委員長　　大塚　州章